

公立大学法人静岡文化芸術大学職員再雇用規程

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）

第 21 条の規定に基づき再雇用する職員（以下「再雇用職員」という。）に関し必要な事項を定める。

（任期）

第 2 条 再雇用職員の任期は、原則として 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とする。

2 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

3 再雇用の任期又は更新された任期における上限年齢は 65 歳とし、任期の満了日は、再雇用職員が 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日とする。

（任期の更新）

第 3 条 再雇用の任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の更新は、当該更新の直前の任期における当該再雇用職員の勤務実績が良好である場合に行うことができる。

3 前 2 項の場合においては、理事長は、あらかじめ当該再雇用職員の同意を得なければならない。

（勤務形態）

第 4 条 再雇用職員の勤務形態は、常時勤務又は短時間勤務とする。

（勤務時間）

第 5 条 再雇用職員の勤務時間は次表左欄の区分に応じて、同表右欄のとおりとする。

区分	勤務時間
常時勤務の職員	職員就業規則第 31 条に準じる。
短時間勤務の職員	1 週につき 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内とし、1 日の勤務時間は、7 時間 45 分以内で各人ごとに定める。

（週休日、休日、休暇等）

第 6 条 再雇用職員の休日、休暇等については、職員就業規則に準じるものとする。

2 短時間勤務の職員の週休日及び年次有給休暇については、次のとおりとする。

（1）週休日

日曜日及び土曜日のほか、月曜日から金曜日までの間において週休日を設けることができる。

（2）年次有給休暇

次表左欄の区分に応じて、同表右欄の方法により得た日数を付与するものとする。

区分	日数
1 週間ごとの勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である者	20 日 × 1 週間の勤務日の日数 ÷ 5 日
1 週間ごとの勤務日数又は勤務日ごとの勤務時間数が同一でない者	(155 時間 × 1 週間当たりの勤務時間 ÷ 38 時間 45 分) ÷ 7 時間 45 分（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

（給料）

第 7 条 再雇用職員の給料月額次表左欄の区分に応じて、同表右欄の額又は同表右欄の方法により得た額とする。

区分	給料月額
常時勤務の職員	261,042 円
短時間勤務の職員	常時勤務の職員の給料月額×1週間当たりの勤務時間÷38時間45分（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）

（諸手当）

第8条 再雇用職員に支給する手当は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、入試手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とし、職員給与規程の定めるところにより支給する。この場合において、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる特例措置を適用する。

（1）通勤手当

短時間勤務の職員については、次により支給額を算定する。

ア 自動車等の使用に係る手当額（平均1か月当たりの通勤所要回数が10回未満の場合に限る。）は、自動車等に係る通常の手当額の2分の1とする。

イ 交通機関等（回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用して通勤する場合に限る。）の利用に係る手当額は、平均1か月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の運賃等の額とする。

（2）時間外勤務手当

短時間勤務の職員にあっては、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、職員給与規程第20条第1項各号に規定する支給割合は、100分の100とする。

（3）期末手当及び勤勉手当

職員給与規程第26条第2項に規定する期末手当の支給割合及び公立大学法人静岡文化芸術大学職員の期末手当及び勤勉手当に関する細則第21条に規定する勤勉手当の成績率は次表のとおりとし、同細則第7条第2項に規定する職務加算の割合は5%とする。

区分	6月	12月
期末手当	0.6875	0.6875
勤勉手当	0.4875	0.4875

（その他の勤務条件）

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、再雇用職員の服務その他の勤務条件は、職員就業規則に準じるものとする。

2 再雇用職員は、雇用保険に加入するものとする。ただし、短時間勤務の職員で週当たりの勤務時間が20時間未満の者については、この限りではない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、再雇用職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和5年12月27日から施行し、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、改正後の第8条第1項第3号の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学職員再雇用規程（以下「改正後の職員再雇用規程」という。）を適用する場合においては、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学職員再雇用規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員再雇用規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

3 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。